

コンテナ収納検査における判定基準に関する追加通達について

貴社、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 27 年 11 月 27 日付国海査第 404 号にて、国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策室から通達を受けました、コンテナ収納検査における判定基準について、平成 28 年 1 月 19 日付国海査第 521 号にて、同危険物輸送対策室から基準の一部を緩和する追加通達を受けましたのでお知らせいたします。

当協会では本通達に基づき、平成 28 年 1 月 20 日以降のコンテナ収納検査執行分から、当判定基準の緩和を適用いたします。

記

コンテナ収納検査判定基準

追加内容（赤字部分追加箇所）

200 リットルドラム 2 段積み時に使用する荷敷（ダンネージ）について

下記の項目に該当しないものは、安全性が証明されない限り、使用不可となります。

(1) 厚さ 12mm 以上の木材

適切な移動防止措置を講じている場合は、厚さ 6mm 以上の木材

(2) コンテナパレット

(3) 荷敷用発泡プラスチック板（厚さ 3mm 以上のもの）

添付資料

- ・適切な移動防止措置の具体例
- ・国海査第 521 号の 2 コンテナ収納検査におけるセキュアリング材・ショアリング材の取扱いについて（関連：国海査第 404 号（平成 27 年 11 月 27 日付））

以上

## 適切な移動防止措置の具体例

20フィートコンテナにドラム缶（1A1）80本を2段積みフル積載する場合の積み付け方法の一般的モデルケースの図

